

大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）の読替対照表

条例第六（情報提供等記録に関する特例）を反映させたもの

読替後	読替前
<p>（利用及び提供の制限） 第七条 実施機関は、<u>利用目的</u>の個人情報の利用</p>	<p>（利用及び提供の制限） 第七条 実施機関は、法令等の規定に基づき、当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供しなければならぬときを除き、<u>利用目的以外の目的のための個人情報の利用及び提供（以下「目的外利用等」という。）</u>をしてはならない。</p>
<p>2 <u>（適用除外）</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれのない場合であつて次の各号のいずれかに該当するとき及び審査会の意見を聴いた上で公益上の必要その他相当の理由があると認めるときは、<u>目的外利用等</u>をすることができる。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。</p> <p>三 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供するとき。</p> <p>四 犯罪の予防等を目的として個人情報を実施機関の内部で利用する場合において、当該目的の達成に必要な限度で利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。</p> <p>五 犯罪の予防等を目的として個人情報^{を他の実施機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）}、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社（次号において「他の実施機関等」という。）に提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて相当の理由があると認められるとき。</p> <p>六 犯罪の予防等を目的として個人情報^{を他の実施機関等以外のものに提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき。}</p>
<p>3 <u>（適用除外）</u></p>	<p>3 実施機関は、前項の規定により実施機関及び本人以外のものに個人情報を提供する場合において、提供を受けるものに対し、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限そ</p>

	<p>の他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</p>
<p>(開示請求権)</p> <p>第十三条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の管理する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第十三条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の管理する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p>
<p>(開示請求の方法)</p> <p>第十四条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。</p> <p>一 開示請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>二 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>(開示請求の方法)</p> <p>第十四条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。</p> <p>一 開示請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>二 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>(個人情報の開示義務)</p>	<p>(個人情報の開示義務)</p>

第十五条

実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報の全部又は一部が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

一 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報

二 開示請求者（第十三条第二項の規定により代理人

が

本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び第四号、次条第二項並びに第十九条第一項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ ホ（略）

三 七（略）

八 代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが本人

の利益に反すると認められる情報

（事案の移送）

第十八条の二（適用除外）

第十五条

実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報の全部又は一部が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

一 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報

二 開示請求者（第十三条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が

本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び第四号、次条第二項並びに第十九条第一項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ ホ（略）

三 七（略）

八 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該

未成年者の利益に反すると認められる情報

（事案の移送）

第十八条の二 実施機関は、開示請求に係る個人情報^が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

<p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>	<p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>
<p>（訂正請求に対する決定等） 第二十四条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報訂正をしなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 実施機関は、第三項の規定により個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）</u>に対し、訂正をした旨及びその内容を通知するものとする。</p> <p>6～7（略）</p>	<p>（訂正請求に対する決定等） 第二十四条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報訂正をしなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 実施機関は、第三項の規定により個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、<u>訂正前の個人情報を提供したもの</u></p> <p>6～7（略）</p> <p>に対し、訂正をした旨及びその内容を通知するものとする。</p>
<p>（事案の移送） 第二十四条の二（適用除外）</p>	<p>（事案の移送） 第二十四条の二 実施機関は、訂正請求に係る個人情報第十八条の二第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。</p>

	<p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第三項の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正の実施をしなければならない。</p>
<p>(利用停止等請求権)</p> <p>第二十五条 (適用除外)</p>	<p>(利用停止等請求権)</p> <p>第二十五条 何人も、実施機関から開示決定を受けた自己を本人とする個人情報に取 り扱われていないと認めるときは、当該実施機関に対し、その利用の停止、消去又は提供 の停止(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。</p> <p>2 第十三条第二項の規定は、前項の利用停止等の請求(以下「利用停止等請求」とい う。)について準用する。</p> <p>3 利用停止等請求は、個人情報の開示を受けた日から九十日以内にならなければならない。</p>
<p>(利用停止等請求の方法)</p> <p>第二十六条 (適用除外)</p>	<p>(利用停止等請求の方法)</p> <p>第二十六条 利用停止等請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載 した請求書を提出しなければならない。</p> <p>一 利用停止等請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその 代表者の氏名</p> <p>二 利用停止等請求をしようとする個人情報の特定するために必要な事項</p> <p>三 適法でないと認める個人情報の取扱い及びその取扱いが適法でないとする理由</p> <p>四 求める利用停止等の内容</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 第十四条第二項及び第三項の規定は、利用停止等請求について準用する。</p>
<p>(利用停止等請求に対する決定等)</p> <p>第二十七条 (適用除外)</p>	<p>(利用停止等請求に対する決定等)</p> <p>第二十七条 実施機関は、利用停止等請求があつた場合において、当該利用停止等請求に理 由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するため に必要な限度で、当該利用停止等請求に係る個人情報の利用停止等をしなければならない。</p>

い。ただし、当該個人情報の利用停止等を行うことにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、利用停止等請求があったときは、当該利用停止等請求があった日から起算して三十日以内に、当該利用停止等請求により求められた個人情報の利用停止等を行う旨又は行わない旨の決定（以下「利用停止等決定等」という。）をしなければならぬ。ただし、前条第二項において準用する第十四条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

3 実施機関は、前項の規定により利用停止等を行う旨の決定をしたときは、遅滞なく、当該利用停止等を行った上、当該利用停止等請求をした者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

4 実施機関は、第二項の規定により利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、利用停止等請求をした者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知しなければならない。

5 第十八条第五項の規定は、利用停止等決定等について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十七条第二項」と、「開示決定等」とあるのは「利用停止等決定等」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止等請求をした者」と読み替えるものとする。

6 第二十四条第七項の規定は、利用停止等決定等について準用する。この場合において、同項中「訂正決定等」とあるのは「利用停止等決定等」と、「訂正請求者」とあるのは「利用停止等請求をした者」と読み替えるものとする。

(他の開示制度等との調整)

第二十八条 (適用除外)

(他の開示制度等との調整)

第二十八条 第十三条から第二十一条までの規定は、法令等（大分県情報公開条例（平成十二年大分県条例第四十七号）を除く。以下この項及び第四項において同じ。）の規定により、第二十条第一項及び第二項に規定する方法と同一の方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）による個人情報の開示の手続が定められているときにおける個人情報の開示については、適用しない。この場合において、法令等の規定により同条第一項及び第二項に規定する方法と同一の方法で開示を受けた個人情報、第

2 第二十二條から第二十四條までの規定は、法令等の規定により個人情報の訂正の手続が定められているときにおける個人情報の訂正については、適用しない。

3 (適用除外)

4 (適用除外)

第二十二條第一項及び第二十五條第一項の規定の適用については、開示決定を受けた個人情報とみなす。

2 第二十二條から第二十四條の二までの規定は、法令等の規定により個人情報の訂正の手続が定められているときにおける個人情報の訂正については、適用しない。

3 第二十五條から第二十七條までの規定は、法令等の規定により個人情報の利用停止等の手続が定められているときにおける個人情報の利用停止等については、適用しない。

4 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第二十二條第一項の閲覧とみなして、第一項の規定を適用する。